

みやぎ税務会計事務所通信

《 2019 年 12 月 》

MIYAGI
TAX & ACCOUNTING
OFFICE

税務の話題

2019 年も、あと 1 ヶ月！
個人所得税の所得控除“駆け込み”策をご紹介します。

2019 年の個人所得税の節税を考えたい！
個人所得税の計算期間は、1 月～12 月……つまり、
計算に使用する(できる)収入と支出は、今月で一区切りです。
今月は、これから間に合う“4 つの策”のご紹介です。



策その1 最も簡単!? ふるさと納税

さまざまな議論もあるなかでの制度ですが、今年も、
気になる市町村への「寄附」額(寄附額-2,000 円)が
所得税と住民税の計算上、控除されます。

「自己負担 2,000 円でお礼の品を受け取ることができる」と話題ですが、控除額には上限があります。
(詳細は 2018 年 10 月号で!) ふるさと納税関係の
民間サイトでは、ご自身の年収等から上限額の試算を
することもできます。毎年、気づいたらやっていなかった
方も、これを見ていただいた今、
試算してみたいはいかがですか？



策その3 個人年金保険

毎年、年末調整業務をしていると、
「生命保険」や「医療保険」に加入している
方は多い印象ですが、この個人年金保険
は未加入の方が多いと思います。

国民年金は公的年金、こちらは民間の
生命保険会社を利用した私的年金です。
毎月一定額の積立等を計画的にされてい
る方などは、こういった保険を使うことで、
補償+所得控除を受けることができます。

個人年金保険は、「生命保険料控除」
に該当いたしますが、「一般生命保険料」
や「医療保険料」とは別枠で計算します。
ご興味のある方は、ご案内をいたします。
ぜひご連絡ください！

策その2 小規模企業共済

既にご加入されている方も多いと思います。
ただ、こちらに加入できるのは、個人事業主、
法人の代表者や役員の方等に限られます。

掛金は月 1,000 円～70,000 円まで 500 円
単位で設定可能。「月払」もできますが、
今月「年払」を選択・払い込みをすることで、
最高 84 万円(70,000 円×12 ヶ月)の所得控除を
受けることができます。

こちらは、事務所通信 2018 年 9 月号にて、
ご案内をいたしました。未加入の方は、来年でも
ぜひご検討いただきたい制度です。

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/index.html>

策その4 iDeco(個人型確定拠出年金)

この数年、本当によく聞くようになったと思います。
こちらも私的年金のひとつですね。

拠出額は月 5,000 円～、税制メリットは

- ① 拠出額が全額所得控除
- ② 運用益が非課税
- ③ <受取時> 公的年金等控除
もしくは退職所得控除の対象

といった面があります。(事務所通信 2018 年 12 月号で紹介！)
「資産形成」の考え方は様々ですが、
ひとつの手段として、ご検討はいかがでしょう。

公式サイト: <https://www.ideco-koushiki.jp/>

